

宇佐市映画等撮影支援事業補助金交付要綱

平成29年9月28日

宇佐市告示第168号

改正 令和3年3月29日宇佐市告示第86号

(趣旨)

第1条 この要綱は、映画、ドラマ及び映像作品（以下「映画等」という。）のロケを誘致し、もって本市の地域経済及び観光の振興を図るため、映画等の製作に係るロケハン経費、ロケ経費及びPR経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについては宇佐市補助金等交付規則（平成17年宇佐市規則第33号。以下「規則」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 映画 映画館又は劇場において公開される映画をいう。
- (2) ドラマ テレビにおいて放送されるドラマ番組をいう。
- (3) 映像作品 テレビ番組又はコマーシャル等をいう。
- (4) ロケハン 市内でのロケ地の下見をいう。
- (5) ロケ 市内での映画等の撮影をいう。
- (6) PR 宇佐市の地名又は宇佐市を特定できる宣伝・広告をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる要件を全て満たす事業とする。

- (1) 市内で撮影すること。
- (2) 一般に広く公開される映画又は全国放送若しくはこれに準ずる放送エリアにおいて放送されるドラマ若しくは映像作品であること。
- (3) 映画等の内容が政治的又は宗教的意図を有していないこと。
- (4) 映画等の内容が公序良俗に反するなど社会的非難を受ける恐れのあるものでないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、映画等を製作する法人又は団体であつて、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 定款又はこれに類する規約等を有すること。
- (2) 代表者及び事務所が明らかになつていること。
- (3) 会計責任者及び監査役又は監事を有すること。
- (4) 政治活動又は宗教活動を目的としていないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市内撮影日の7日前までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 映画等の内容がわかる企画書
- (4) 誓約書（様式第2号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、事業が複数年度にまたがって行われる場合の補助金の交付申請は、市の会計年度ごとに行うものとする。この場合において、2年度目以降の交付申請は、当該年度の4月10日までに行うものとする。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定により申請書の提出があった場合は、当該申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

2 補助金の交付の決定には、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業の内容、事業計画の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(申請の取下げ)

第8条 補助金の交付の決定の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して30日以内に、書面により申請の取下げをすることができる。

(変更等の承認)

第9条 補助事業者は、第7条第2項第1号又は第2号に規定する承認を受けようとするときは、あらかじめ補助事業（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を認めるときは、補助事業（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(遅延等の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業事故報告書（様式第6号）により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について市長の要求があったときは、速やかに状況報告書（様式第7号）により市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して30日を経過した日又は翌会計年度の4月30日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費に係る領収書、受領書等支払いを証明するものの写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第13条 市長は、前条の報告を受けた場合は、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容（第9条の承認を受けたときは、当該承認を受けた内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第14条 補助金の交付請求は、前条の規定により交付すべき額が確定した後でなければすることができない。

2 補助金の交付決定を受けた補助事業者が、前項の規定により補助金の交付請求をしようとするときは、補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定取消による補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還及び規則第15条第1項に規定する加算金の納付を命ぜるものとする。

2 前項の規定による補助金の返還及び加算金の納付は、当該補助金の返還を命ぜられた日から起算して30日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、規則第15条第2項に規定する延滞金を課する。

(関係書類等の整備)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る経費の收支を明らかにした帳簿、書類等を常に整備しておくとともに、当該書類等を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(宇佐市ご当地映画等撮影支援補助金交付要綱の廃止)

2 宇佐市ご当地映画等撮影支援補助金交付要綱（平成 26 年告示第 13 号）は、廃止する。

(宇佐市ご当地映画等撮影支援補助金交付要綱の廃止に伴う経過措置)

3 前項の規定による廃止前の宇佐市ご当地映画等撮影支援補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づき交付した補助金に係る旧要綱の規定は、この告示の施行後も、なおその効力を有する。

(要綱の見直し)

4 この告示は、その運用状況、実施効果等を勘案し、施行の日から 3 年以内ごとに必要な見直しを行うものとする。

附 則（令和 3 年 3 月 29 日宇佐市告示第 86 号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	補助対象経費	補助金の額
映画等のロケ	<ul style="list-style-type: none"> ・ロケ関係者（スタッフ、俳優等をいう。）の宿泊に要する経費。ただし、1泊あたり10,000円を限度とし、アルコール代は除く。 ・ロケ時の施設使用、車両借上等に要する経費 ・ロケ時の警備に要する経費 ・ロケセット等の設営及び撤去に要する経費 ・その他市長が特に必要と認める経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・映画又はドラマの場合については、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨て）にロケハンに対する補助として100,000円を加えた額とする。ただし、300万円を限度とする。 ・映像作品の場合については、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨て）にロケハンに対する補助として50,000円を加えた額とする。ただし、100万円を限度とする。
映画等のPR	<ul style="list-style-type: none"> ・告知チラシ、パンフレット等の製作に要する経費 ・テレビ、新聞等による広告宣伝に要する経費 ・その他市長が特に必要と認める経費 	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨て）とする。ただし、300万円を限度とする。

様式第1号（第6条関係）

年　月　日

宇佐市長　　宛て

所在地
名 称
代 表 者 印

補助金交付申請書

宇佐市映画等撮影支援事業について、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 映画等の作品名

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 映画等の内容がわかる企画書
- (4) 誓約書（様式第2号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

年　月　日

宇佐市長

宛て

所 在 地

名 称

代 表 者

印

誓 約 書

次の事項を誓約します。

- (1) 宇佐市映画等撮影支援事業補助金交付要綱第3条に掲げる要件を全て満たしています。
また、将来においても同条に掲げる要件を全て満たします。
- (2) (1)の事項に違反又は事実と相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けらず、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消され、又は既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命じられても異議はありません。
- (3) (2)により生じた損害については、当方が一切の責任を負います。

様式第3号（第7条関係）

年　月　日

様

宇佐市長印

補助金交付（不交付）決定通知書

年　月　日付けで申請のあった、宇佐市映画等撮影支援事業補助金について、
下記のとおり交付決定しましたので通知します。

記

補助金交付決定額　　金_____円

映画等の作品名

様式第4号（第9条関係）

年　　月　　日

宇佐市長　　宛て

所在地

名 称

印

代表者

補助事業（変更・中止・廃止）承認申請書

宇佐市映画等撮影支援事業について、次のとおり（変更・中止・廃止）したいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 映画等の作品名

2 申請区分　　変更・中止・廃止

3 変更の状況

(変更前交付決定額)	金	円
(変更後交付申請額)	金	円

4 変更内容（※変更前と変更後の内容が比較できるよう記載してください。）

変更前：

変更後：

5 変更・中止・廃止の理由

様式第5号（第9条関係）

第
年
月
日

様

宇佐市長 印

補助金交付決定（変更・中止・廃止）承認通知書

年　　月　　日付　　第　　号で申請のあった宇佐市映画等撮影支援事業の（変更・中止・廃止）については、下記のとおり承認します。

記

1 承認の内容

2 変更交付決定額　　円　　(当初交付決定額　　円)

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

宇佐市長 宛て

所在地
名 称
代表者 印

補助事業事故報告書

宇佐市映画等撮影支援事業について、予定していた期間内での遂行が困難となつたため、
関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 映画等の作品名

2 補助金交付申請額

金 円

3 添付書類

- (1) 補助事業の事故の概要
- (2) 補助事業の事故の理由

様式第7号（第11条関係）

年　　月　　日

宇佐市長　　宛て

所在地

名 称

代表者名

印

状況報告書

宇佐市映画等撮影支援事業の遂行及び支出状況について、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 映画等の作品名

2 交付申請補助金の額

金　　円

3 添付書類

- (1) 補助事業の遂行状況
- (2) 補助事業の支出状況

様式第8号（第12条関係）

年　　月　　日

宇佐市長　　宛て

所在地
名 称
代表者 印

実績報告書

年　　月　　日付け観まち指令第　　号で交付決定通知のあった宇佐市映画等撮影支援補助事業に係る事業実績について、下記関係書類を添付の上報告します。

記

1 映画等の作品名

2 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費に係る領収書、受領書等支払いを証明するものの写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第9号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

宇佐市長 印

補助金交付確定通知書

年 月 日付けで報告のあった宇佐市映画等撮影支援事業の実績報告を受け、下記のとおり補助金の額を確定します。

記

1 映画等の作品名

2 補助金交付確定額 金 円

様式第 10 号（第 14 条関係）

年 月 日

宇佐市長 宛て

所在地

名 称

代表者

印

補助金交付請求書

年 月 日付け観まち指令第 号にて交付決定通知のあった宇佐市映画等撮影支援事業補助金について、下記のとおり交付されるよう請求します。

記

1 映画等の作品名

2 請求額 金 円

3 添付書類

(1) 交付決定通知書の写し

4 補助金振込先

金融機関名	銀行
支 店 名	支店
預 金 種 別	普 通 • 当 座
口 座 番 号	
口 座 名 義 フ リ ガ ナ	